

## 法教育とは・・・

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっていて価値を理解し、法的なものの方を身に付けるための教育です。

小・中・高等学校の学習指導要領において、法やさまじりの意義など法の基本的な考え方、契約の重要性、裁判員制度など国民の司法参加等について学習することとされています。

## 教材の特色について



冊子教材の内容を映像化  
法教育推進協議会（法務省）が作成した冊子版の小学生向け法教育教材、中学生向け法教育教材の内容をアニメーションにより映像化しており、冊子教材と合わせて使用することができます。



法務省HPに掲載



## 「ホウリス君」が丁寧に解説

収録した9つの題材では、児童・生徒間でグループワークを行うための「問題提起」があり、問題提起に対応した解説を「ホウリス君」が行いますので、法に馴染みがない先生も、この教材を活用して、法教育授業を実践することができます。



## 場面ごとにチャプター設定

各題材は、「問題提起」や「解説」などの場面ごとにチャプター分けをしていますので、全編を一括再生するだけでなく、授業の計画や進行に応じて部分的に使用することができます。



小学生向け

「ルールは誰のもの？」

～みんなで考える法教育～



法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」

アニメ

# 小学生・中学生向け 法教育視聴覚教材



中学生向け

「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」

～私たちと法～

法教育推進協議会(法務省)

法務省 法教育推進協議会



## 法教育推進協議会教材作成部会委員 敬称略・五十音順

総監修

江口 勇治 筑波大学名誉教授  
 小栗 英樹 文部科学省初等中等教育局課程課教科調査官 (H30.4～)  
 小粥 太郎 一橋大学大学院法学研究科教授  
 樋口 雅夫 文部科学省初等中等教育局課程課教科調査官 (～H30.3)

小中学生向け視聴覚教材作成グループ

磯山 恭子 静岡大学教育学部教授  
 大山 敏 東京都立豊島高等学校長  
 櫻井 正義 東久留米市立本村小学校主任教諭

法的助言グループ

石渡 圭 最高裁判所事務総局総務局付 (H30.8～)  
 小峯 庸平 一橋大学大学院法学研究科専任講師 (H30.8～)  
 千葉由美子 法務省大臣官房司法法制部付 (H29.4～)  
 中保 秀隆 法務省大臣官房司法法制部付 (～H29.3)  
 成瀬 剛 東京大学大学院法学政治学研究所准教授 (H30.8～)  
 南 宏幸 最高裁判所事務総局総務局付 (～H28.8)  
 宮端 謙一 最高裁判所事務総局総務局付 (H28.8～H30.8)  
 矢田 健一 弁護士・日本弁護士連合会市民のための法教育委員会副委員長

※退任した委員の肩書は就任当時のものを示す

## お問い合わせ先

法務省 大臣官房司法法制部  
 司法法制課 司法制度第二係

TEL 03-3580-4111 (内線2362)

E-mail houkyouiku@i.moj.go.jp

[法務省ホームページ]

法教育

検索

<http://www.moj.go.jp/housei/shinhouhousei/index2.html>



「法教育」を身近に感じてもらいたいだけでなく、公衆により法教育マスコットキャラクターに選定された「ホウリス君」です。法務省では、ホウリス君とともに「法教育の普及・推進」に力を入れています。

## 小学生・中学生向け 法教育視聴覚教材について



法的なものの考え方を育てることを目指します

社会の中では、様々な考え方を持つ人々が、お互いを尊重しながら共に生きていく必要があります。法教育では、法やルールが不可欠なものであることを理解して、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりすることのできる資質・能力を養うことを目指しています。

この教材を使用すると、問題となる事案を具体的にイメージすることが可能となります。これにより、児童・生徒間の話し合いが活発化し、話し合いを通じて、自分自身で解決方法を考え、その意見を積極的に分かりやすく述べるといった深い学びにつながることが期待されます。



学習指導要領を踏まえて作成しています

例えば、社会生活を営む上で大切な法やきまり（小学校社会科）、法に基づく公正な裁判の保障（中学校社会科）、集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動（小・中学校特別活動）など、小・中学校の学習指導要領において、法やきまりの意義など法の基本的な考え方や、契約の重要性、裁判員制度など国民の司法参加等について学習することとされています。この教材は、このような内容の指導を行う際の参考となります。



法教育教材をご利用ください

法務省では、学校現場で利用しやすい教材を作成しています。詳しくは、裏面記載のお問い合わせ先をご覧ください。

# 各題材

## 小学生向け Disc1

### 題材1 けんかの解決方法を考えよう! (約19分)

借りた本を汚してしまいかんかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者を交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。



### 題材2 約束って何だろう? (約13分)

ゲームの貸し借りをめぐる問題を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。



### 題材3 本当のことって何だろう? (約17分)

掃除をさぼったかどうかという学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。



### 題材4 きめきめ王国 (約16分)

王様が許可したテレビ番組や新聞記事以外は流してはいけないという架空の国「きめきめ王国」で発生する問題を通じて、表現の自由や知る権利の意義を理解する。



### 題材5 書き込む前に考えよう! (約13分)

SNSやインターネットを利用して情報を発信する際に、どのようなことに気を付けなければならないかを考え、表現の自由やプライバシー権を理解する。



# の概要



## 中学生向け Disc2

### 題材1 ルールづくり (約15分)

架空の町で起きたごみ収集場所をめぐる問題について考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。



### 題材2 私法と消費者保護 (約22分)

身近な買い物事例を通じて、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。



### 題材3 私たちのくらしと憲法 (約24分)

架空の国における政治の在り方の事例や学級会における多数決などの身近な事例を通じて、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、憲法が国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。



### 題材4 司法 (約21分)

交通事故に関する民事裁判の事例を通じて、被害者・加害者の立場に立って主張を考えたり、裁判官の立場に立って判決内容を考えたりすることにより、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。

